平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	5

府 省 庁 名　総務省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	情報基盤強化税制の拡充及び延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 情報基盤強化税制について、現行制度の適用期限を２年間延長するとともに、対象設備について一部拡充要望する（具体的には、以下下線部が拡充要望対象設備）。 (1)サーバ用OS※1及びそれがインストールされたサーバ （資本金1億円超の企業については省エネ効果の高いサーバに限定） (2)データベース管理ソフトウェア※1及びその機能を利用するアプリケーションソフトウェア (3)ファイアウォール、侵入検知システム（ＩＤＳ）、侵入予防システム（ＩＰＳ）、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール（ＷＡＦ）※1((1)、(2)、(4)のいずれかと同時に取得されるものに限る) (4)連携ソフトウェア※2 ※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。 ※2 情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画(平成20年経済産業省告示第61号)において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により技術上の評価を受けたもの。
関係条文	租税特別措置法第 10 条の 6、第 42 条の 11、第 68 条の 15） （租税特別措置法施行令第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 11、第 20 条の 5 の 2）
要望理由	中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、ＩＴ投資の中でも特に企業の競争力強化に資する戦略的ＩＴ投資、経営の最適化実現に資するようなＩＴ投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的ＩＴ投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。具体的には、ＩＴにより経営を最適化している企業（ステージ３・４企業）の割合を米国並みの 50%以上とする。 また、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、従来のファイアウォール装置だけでは対応できない新たなサイバー攻撃が多発している。このため、セキュリティ対策が遅れがちな中小企業含め国内企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図っていく。
減収見込額	（初年度）123 百万円（12，818 百万円）（平年度）130 百万円（12，818 百万円）（単位：百万円）
地方税以外の措置 既存	・国税　・融資、補助金その他 情報基盤強化税制
地方税以外の措置 22年度の要望	・国税　・融資、補助金その他 情報基盤強化税制
過去の要望経緯	平成 18 年度　創設 平成 20 年度　対象設備の追加等拡充のうえ、延長
本要望に対応する縮減案	情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金１億円以上の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。